

自治基本条例骨子案素案第4章「議会と市長との関係」についての論点一覧表

資料3

番号	調整項目	議会基本条例素案	自治基本条例素案における記載の有無	自治基本条例の懇談会での議論の内容
1	執行部による情報提供について	第14条	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として市長と議会との関係で、市長の側は、議会に対してもちゃんと説明責任を果たして、積極的に情報を出すべきだし、議会側も、必要に応じて情報を出せと求めることができるのか、そういう相互の関係は、原則を書く必要があるのではないかなと考えています。</li> </ul>
2	反問権について	第15条	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、本会議等において、質問をすることができるのは議員のみで、市長や執行部からの質問は認められていない。</li> <li>反問権の範囲を決めないと、議員と執行部とでは情報量が圧倒的に違うため、水かけ論になりかねず、そういうのは望ましくない。</li> <li>事前通告されていない再質問に対して、質問の趣旨を確認するため聞き返したいということはある。</li> <li>議会基本条例にも議論の項目として挙げられているが、自治基本条例にも歩調を合わせるという趣旨で規定するというかどうか。</li> </ul>
3	行政報告について	第16条	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>慣例で行っている。全員協議会と同じようにどういう場面で行うというのが柔軟にやっているのかもしれないが、あまりはつきりしていない。行政報告をどう扱うかというのも1つの重要なテーマかもしれない。</li> <li>武蔵野市では現状、比較的丁寧に報告してもらっている。これが崩されないような裏づけとなる根拠づけを考えている。</li> <li>議会側では、議会の方からも報告を求めることができる規定を入れてもよいのではないかなという議論があった。</li> </ul>
4	議会の会期について	なし ※武蔵野市議会定例会の回数に関する条例において規定	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の会期については、執行機関と議会の双方に関わる問題なので、自治基本条例の中に条文を置いてほしい。</li> <li>通年制の一般的なメリットとしては、定例会・臨時会で一定時期の集中審議を基本とする場合と比較し、夜間や土日などにより柔軟な会議開催が可能となることから、幅広い層の住民が議員として参加できるようになり、議員への門戸がより開かれるという点が挙げられる。</li> <li>議会の通年制は地方自治法の改正により、選択肢の一つとしてできた。その理由の1つに災害時の問題もあった。災害時に議会はどうすればいいのかというのは大きな問題である。長や職員は災害対応で追われているので、臨時会の招集を請求しても招集しないと思う。そうした時には、議員だけで集まって自由討議をすればよいのではないかな。通年制を敷けば招集をかけなくともいつでも集まることができるというのが改正の1つの理由である。</li> <li>議会の実態として、休会中にも委員会を開催するなど、ほぼ通年制に近い状態で行っている。今すぐ通年制を敷く必要性はないのではないかな。</li> </ul>
5	全員協議会について	第7条	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>全員協議会の招集を議長が行うことについては、本会議の招集とは性格が違う。従来慣行をそのまま維持するとすれば、その旨をはっきりと書くことが必要になるのではないかな。</li> <li>現在は割と小回りの利いた開催ができている。フリーな立場で開催できるような規定にした方がよいのではないかな。</li> </ul>
6	常任委員会への理事者の出席について	なし	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の議会では本会議には市長以下が出席するが、常任委員会の審議には市長が出てこないところが多いと思う。しかし、武蔵野市は慣例的に市長が出席し、非常に丁寧な対応をしている。それが続けられ、執行機関側も異存がないというのなら、委員会審議でも出席要求するということを原則にしていくということを書いていくことになるのではないかな。</li> </ul>